

成年後見制度の普及に向け
自民・公明両党は新法を議員
立法で今国会に提出すること
を合意した。21日には法案要
綱について障害者団体、弁護
士や司法書士など工業関係団
体への説明会も行った。

新法では普及に向けた推進
体制を盛り込むだけでなく、
よりの利用しやすい制度とする
ための見直し方向を明示して
いる。補助・保佐など障害者
本人の意思をより反映できる
後見の類型の利用促進や現状
の制度では制度の範囲に含ま
れない医療同意の扱いについ
てなどが挙げられている。タ
イムリミットも法律上決まっ
ており、成立すれば見直し議
論が加速化しそうだ。

成年後見、利用促進で新法

与党 基本方針で見直し方向指示

医療同意への拡大も検討

■ 法案に盛り込まれている検討事項 ■

- 1 保佐・補助の利用を促進する方策
- 2 成年被後見人等の権利制限に関する制度の見直し
- 3 医療等に係わる意思決定が困難な者への支援の検討
- 4 成年被後見人死亡時後の事務範囲の見直し
- 5 任意後見制度の活用

※施行後3年以内を目途に必要な措置を講じる

2014年度の成年後見
制度の申立件数は年間3万
4300件、累計利用者は
18万4600人になった。
スタートした2000年の

申し立て件数が9千件だっ
たの比べると、利用者は
増えているが、知的障害者
58万人、精神障害者301
万人、さらに、今後も認知
症高齢者が増えることを考
えれば、十分に普及してい
るとはいえない状況にあ
る。

制度の使いやすさや問題
も普及しない理由の1つ
だ。現状の制度は、財産の
管理など法律行為を行うこ
とへの支援が中心であり、
日常生活にかかわる身上保
護が含まれない。本人の意
思能力のない場合に、手術
や延命医療を行うことを誰
が本人に代わって同意を与

えることができるかは宙に
浮いた問題だ。

また法定後見のうち、後
見人がすべての法律行為に
ついて代理権をもつ「後
見」が利用の中心になって
いることについて、本人の
意思を最大限に尊重するこ
とを謳う障害者権利条約違
反にあたるという指摘もあ
る。障害当事者の訴えて選
挙権は回復されたが、後見
人がつくこととさまざまな社
会的権利が制限される問題
もある。

提出を目指している「成
年後見制度の利用の促進に
関する法律案」は、①成年
被後見人制度の理念を踏ま
えた運用②市民後見人を活
用するなど地域の需要に応
じた利用促進③関係機関の
協力、役割分担の下での体
制整備の3本柱。
基本方針に沿った運用が
行われるよう「必要な措
置」が行われることを法律
に盛り込む。見直しの論点
としてあがっているのは、
利用者の状態にあった支援
が行えるよう補助・保佐の
類型の利用促進の方策、権
利制限の見直し、医療・介
護の意思決定支援、死亡後
事務の範囲の見直し、任意
後見制度の積極的な活用な
どだ。
制度施行から2年間は、
内閣府に成年後見制度利用
促進会議、利用促進委員会
を設け、省庁横断で議論す
る。3年以内に法律上必要
な措置を行うと期限も盛り
込まれている。
医療同意については、成
年後見制度だけの問題では
ないため、厚労省でも検討
会を立ち上げ、一般的な課
題として議論していく方向
だ。
政府は成年後見制度利用
促進基本計画を策定し、閣
議決定する。必要な財政措
置を講じることが責務とし
た。
公明党では大口善徳衆院
議員を座長に2010年12
月党内でプロジェクト
チームを立ち上げ、検討してき
た。今後、野党にも協力を
求め、「委員長提案で全会
一致で成立させたい」(大
口議員)考えだ。